○漁

|船保険付保義務の発生…

県下

民地

県西

民地

同

公

告

○土地改良区の定款変更

0 認可

県上

民<sup>北</sup> 民地

出

先 機

関

収用委員会

能

理

示

○農用地利用集積等促進計画の認可

備

〇右

同

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

告

示

目

次

青森県告示第九十一号

0

漁業災害補償法

(昭和三十九年法律第百五十八号)

第百八条第一

第七百 一十七号

六年 月二十 (水曜 H 日

令和.

発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する (水産振興課) 一項の規定により次 造政策課) 課 局域 局域 局域 : : : : : : Ŧî. Ŧi.  $\equiv$ 東津軽郡外ヶ浜町字平舘根岸小川 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田 東津軽郡外ヶ浜町 八戸市新湊二丁目二二の 八戸市大字大久保字坂ノ脇 津 軽郡外ヶ浜町字平舘根岸小川 発起人の住所及び氏名 ?字蟹田 五七の 四 0 飯の Ŧī. (名称) 木村 河の 田三 榊 村八 浪八 森 Ŧi. 健 洋の子三 正彦 0 義則 吉則 Ŏ 俊 郎 外ヶ田川平田形舘父字舘の同外ヶ場、舘オ、根ヶ平 提う名 浜第 川字野の字岸、舘 小、の漁七及平田神平長字根川字地業区で舘尻、舘長字根川字地業区字野高字野屋平岸、平区協域 区 同組合の区域 除く区域 近地を区 域 域協区 うの業行満以総 漁地でうの上ト 業区あい漁ニン 漁主とし 漁主業とし 区 て底建る て底建る 分

の規定により公示する。 要件に適合すると認めたので、 同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項

令和六年二月二十一日

青森県知事

宮

下

宗

郎

- 네트 - 네트	
北津軽郡中泊町大字小泊字小泊三三八 敦賀 金光北津軽郡中泊町大字小泊字小泊三三八 敦賀 金光	
小泊区域 組合の地区 地区同	の区域場田山下
かつり漁業 で、主としてい かつり漁業であっ かつり漁業であっ	
	軽郡中泊町大字小泊字小泊三三八 軽郡中泊町大字小泊字小泊三三八 教賀 金光 小泊漁業協同 以上二十トン 和合の地区 満の漁船によ である。 である。 がつり漁業である。 がつり漁業である。 がかり漁業である。 がかり漁業である。 がかり漁業である。 がかり漁業である。 では、主として、主として、主として、主として、主として、主として、主として、主として

## 青森県告示第九十二号

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ 次のとお

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 郎

R			
東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の     まで       東津軽郡今別町大字今別字今別三七     令和六年二月 竜飛今日 一十一日から 業協同3 一十一日から まで	飛	名入	E
字西田二五八のまで場字今別三七今和六年二月竜飛今日字今別三七今和六年二月竜飛今日京一日から業協同3まで一日から一日からまで日本のより一日からまで日本のより一日からまで日本のより一日からまで日本のより一日からまで日本のより一日からまで日本のより日本のより<	津軽郡今別町	起人の	
指定漁船調書の縦門 一十一日から 第協同の 一十一日から 業協同の 一十一日から 業協同の 一十一日から 業協同の	字西田二五字今別三七	所及び氏	•
月から 業協門 場 協門 場 場	ま同二令で年十和	期	指定
協飛り場りの縦に	六か二	間	漁船調
租別   所   見	協飛		0)

## 青森県告示第九十三号

九 五

ŋ, る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ 東津軽郡今別町大字今別字宮本三八の三 小鹿

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗 郎

町新 深浦	の加 名入 称区	届
<ul><li>六西 西 一西</li><li>津 津 五津</li><li>軽 軽 の軽</li><li>郡 郡 二郡</li></ul>	発	Ж
軽 軽 の軽 二 深浦 町	起人の	出
郡深浦町大字地金ケ沢字塩見形郡深浦町大字関字が沢九二の三郡深浦町大字関字が沢九二の三郡の三の三	住所	事
<ul><li>小 橋 沢九 小 島 小 小 島 小 小 九 小 九 小 大 沢 字 塩</li></ul>	及 び 氏	項
田附 直人 田附 直人	名	- A
ま同二令 で年十和 三一六	期	指定
三 月 日 二 日 年 二 日 ら り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り り り り り り	間	漁船調
業新 協深 同調	場	書の縦
組町合漁	所	覧

## 青森県告示第九十四号

公示する。 項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定に

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 公

### 告

# 農用地利用集積等促進計画の認可

同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年二月二十一日認可したので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一

令和六年二月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

株式会社佐藤農園 青森市
青森市 青森市大字金浜字船岡三六二ほか一住所又は所在地 賃借権の設定等を受ける土地
三六二ほか一

株式会社クリーン	スァーム前田 株式会社クリーン	オデーム 株式会社 クリーン	株式会社クリーン	<b>藤田ファーム株式</b>	<b>藤田ファーム株式</b>	川田博	川田和也	川田和也	株式会社ライスプ	木村真悦	木村真悦	株式会社佐藤農園	株式会社ライスプ	株式会社ライスプ	戸来 直城	木村真悦
五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	弘前市	弘前市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	十和田市	青森市
五所川原市金木町神原小泉二六四	五所川原市金木町川倉七夕野二五四の	二筆 二等 二等 二等 二等	ほか四筆 五所川原市金木町芦野三六五の四二一	弘前市大字藤内町五の三ほか一筆	弘前市大字町田字沖田五三ほか一筆	三筆 三筆 一一の一ほか	青森市大字清水字成見一〇九ほか四筆	青森市大字清水字成見一六一ほか四筆	筆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	筆青森市大字新城字福田三六の一ほか一	青森市大字新城字福田三〇一ほか一筆	青森市大字細越字繁二六一ほか四筆	ほか四筆 青森市浪岡大字高屋敷字社元九○の一	か四筆 青森市浪岡大字徳才子字船岡一○三ほ	のうち青森市大字駒込字南駒込山一の二四四	青森市大字新城字福田二二九の三

筆 上北郡七戸町字舘ノ下二○の一ほか二	上北郡七戸町	株式会社天間
上北郡七戸町字森ケ沢一〇六	上北郡七戸町	株式会社天間
上北郡七戸町字天間舘荒谷七七の一	上北郡七戸町	株式会社天間
上北郡七戸町字猪ノ鼻四三〇ほか一筆	上北郡七戸町	株式会社天間
上北郡七戸町字簗場川原四七ほか五筆	上北郡七戸町	株式会社天間
上北郡七戸町字大川向二七	上北郡七戸町	株式会社天間
上北郡七戸町字大川向一九ほか一筆	上北郡七戸町	株式会社天間
上北郡七戸町字猪ノ鼻四五六	上北郡七戸町	株式会社天間
か十四筆 上北郡七戸町字天間舘荒谷八○の一ほ	上北郡七戸町	株式会社天間
筆三沢市大字三沢字庭構二九五七ほか二	上北郡六ケ所村	藤嶋 信悦
三沢市大字三沢字庭構六八四四の一	三沢市	織笠利行
八ほか四筆 八ほか四筆	北津軽郡中泊町	野上克美
○七ほか四筆	北津軽郡中泊町	野上克美
一ほか七筆 一ほか七筆	北津軽郡板柳町	會津 正也
二のうち 二のうち	五所川原市	MD FAZLI BIN JUK
ほか十二筆五所川原市大字原子字山元二八三の一	五所川原市	石岡沙智
ほか八筆 五所川原市大字藻川字川袋二四六の七	五所川原市	カァーム前田 株式会社クリーン

株式会社中	オ 式 会社中:	オ 式 会 社 中	株式会社中	株式会社中	オ 式 会 社 中	株式会社中	オ 式 会社 天一株 式 会社 天一	オ 式 会社 天一	オ 式 会社 天一株 式 会社 天一	株式会社天	オ 式 会社 天一株 式 会社 天一	オ 式 会社 天一株 式 会社 天一	株式会社天	株式会社天	オ 式 会 社 天	オ 式 会 社 天
村	村	村	村	村	村	村	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町	上北郡七戸町
一ほか一筆上北郡七戸町字舟場向川久保一八〇の	一ほか一筆上北郡七戸町字舟場向川久保二二二の	ほか一筆上北郡七戸町字卒古沢南平一一九の一	上北郡七戸町字卒古沢南平二三の四	か七筆上北郡七戸町字卒古沢南平三三の一ほ	ほか二筆 上北郡七戸町字卒古沢南平二一一の一	一ほか三筆上北郡七戸町字舟場向川久保二一七の	六筆 上北郡七戸町字猪ノ鼻六六七の二ほか	上北郡七戸町字中野九九の一ほか二筆	上北郡七戸町字猪ノ鼻六六七の一	二筆上北郡七戸町字森ノ上一五八の一ほか	筆上北郡七戸町字猪ノ鼻五○一ほか十三	上北郡七戸町字南舘向九六ほか二筆	上北郡七戸町字猪ノ鼻七○三ほか四筆	上北郡七戸町字猪ノ鼻七二〇ほか一筆	か一筆上北郡七戸町字天間舘荒谷七七の二ほ	上北郡七戸町字猪ノ鼻四九三ほか三筆

豊川修上北郡六戸町	佐藤 栄一 上北郡六戸町	ファーム 上北郡七戸町株式会社中村 上北郡七戸町	ファーム 上北郡七戸町 上北郡七戸町	ファーム
上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮一六八	上北郡六戸町大字折茂字前川原一八八	ほか一筆上北郡七戸町字卒古沢南平一一八の一	一ほか九筆上北郡七戸町字舟場向川久保一五八の	ほか二筆

### 出 先 機 関

## 土地改良区の定款変更の認可

地改良区の定款の変更を令和六年二月十三日認可したので、同条第三項の規定により 公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、坪土

令和六年二月二十一日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

### 収 用 委 員

### 公示による通知

よる通知を行う。 六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示に 書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の

令和六年二月二十一日

青森県収用委員会会長 猪 原

健

通知を受けるべき者

住所不明 ただし、住民票の除票の住所

通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

通知すべき書類の名称

審理の開始について(通知)

北海道岩見沢市日の出台七丁目三番九号 道営住宅六号棟三〇四号

佐藤 久美子

三

四 その他

れます。 一の書類は、令和六年三月八日を経過した時をもって通知があったものとみなさ

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)